

事務局説明資料①(第1回会議における主なご意見)

2021年10月1日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:議論の優先順位①

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【サステナビリティ】

- サステナビリティの議論が重要であり、最優先に議論すべき。
- サステナビリティの議論の中でも気候変動が重要であり、議論を優先させるべき。
- 新しい論点を優先すべき。特にサステナビリティで、多くの企業が、これまでにない新しい開示についてどのような方向性で議論されているかは早めに知りたいだろう。
- 気候変動への対応は、諸外国でその動きが活発であり、我が国でも重要性は認識されていたが、法定開示では個別的には取り上げてこなかった問題であるから優先的に議論が必要。
- 特に、気候変動が、国際的な議論としても、ルールの展開としても先行しており、優先順位は高い。
- 気候変動に関しては企業のリスクと機会に直結し、企業価値を大きく左右する要因にもなり、投資家の関心も非常に高いので、優先順位が高い。IFRS財団等の動きがある中で、どういう順番で議論するかはあるが、重要性は非常に高い。
- 政策保有株式や個別具体的な開示項目といった日本国内独自の問題と、気候変動やESGといったグローバルな開示の方向性への対応を、どう組み合わせていくか。気候変動等についても1つの開示項目として考えるのか、それとも世界の流れの中で開示全体の在り方という視点で検討するのかということ整理しながら、優先順位を決めていく必要。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:議論の優先順位②

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【サステナビリティ】

- サステナビリティ、気候変動は、10年以上前に国際会計基準の導入で大きな問題になったが、構造としてはそれに類似することが起きつつあるため、政策の観点からも非常に重要。
- とりわけ気候変動と人的資本に関し、企業・投資家双方の悩みが深い。
- サステナビリティ報告には、人的資本、多様性や人権も含まれる。
- 人的資本について優先的に審議いただきたい。

【コーポレートガバナンス、その他の論点】

- コーポレートガバナンスやその他の論点は、特に不足している点を議論する方向。
- コーポレートガバナンスに関しては、既にかかなりの開示が進んでいるが、さらに深めていく方向性に異論ない。
- 継続案件は、優先順位は下げてもいい。ただし、個別論点の中では、重要な契約は優先順位が高い。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ①(開示内容)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【開示内容】

- ダブルマテリアリティに関しては、中長期的な企業価値の向上の観点から、特に気候変動などの中長期的な社会課題や市場の変化への対応を企業経営の中に統合するという意味で、非常に重要な論点。法定開示と任意開示により、必要な情報開示が全体として行われることが重要。
- 企業にリスクや機会を生じさせる課題に着目するシングルマテリアリティの考え方と、地球環境や社会に生じる影響を加味して考えるダブルマテリアリティの考え方があるが、本WGでは、基本的には前者を主眼とすることを確認しておくべき。特に最近、マルチステークホルダーの議論や、欧州の動きを踏まえると、ダブルマテリアリティ的に考える動きもある中で、本WGは特に有価証券報告書を念頭に考えているWGなので、シングルマテリアリティで考えることになると思う。
- シングルマテリアリティとダブルマテリアリティのどちらの考え方を取るかは難しい問題。これまでの金融商品取引法の開示は、投資家のための開示であり、シングルマテリアリティの考え方がしっくりくるが、投資判断や企業価値に関わるものだけを開示すればそれで十分なのか。仮に有価証券報告書では投資判断に必要な情報だけを開示させるとしても、ソフトローの部分では、企業価値には直接関係ないが、気候変動に対して積極的に企業に行動してもらうために、よりたくさんの開示を求めることも考えられる。必ずしもシングルマテリアリティでいくと決め打ちせず、委員の意見を聞いて、大きな理論的な問題も念頭に置きながら、開示の具体的な内容を詰めていくべき。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ②(開示内容、開示基準)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【開示内容】

- 気候変動問題は、非財務情報の開示一般に関する議論の試金石にもなる。単に企業が気候変動からどう影響を受けるかというリスクの面だけでなく、気候変動問題その他の社会課題の解決に企業が貢献し、あるいは事業機会とすることについて説得的に開示するよう、どのように促していくのか。その際、単に取組みの姿勢だけではなく、当該企業の財務状況や人的資本の現状等、資源に根拠を持った姿勢を示す等、非財務情報と財務情報を組み合わせることが大事。

【開示基準】

- サステナビリティの開示の際は、グローバルの投資家も含めた利用者の利便性を考慮し、世界共通のフォーマットであるTCFDや、将来的にはIFRS財団が定めるサステナビリティ基準を活用すべき。
- 企業との話によく出るのが、国際的な面を含めてどのような水準の情報が求められるか(TCFDか、IFRSか)という点。投資判断には、比較可能な情報であることが重要で、比較するのに必要となる基本的情報は共有される必要。その点を満たしつつ、企業活動における日本企業や日本の特徴も反映した内容とする必要。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ③(開示基準)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【開示基準】

- ハードローの世界において、サステナビリティに関する国際的な基準が出来たときに、我が国の基準としても受け入れていくのか。また、基準として受け入れる場合には、今回のIFRS財団の基準は各国による独自基準の上乗せが容認されていることから、日本として、上乗せの開示を求めていくのか。仮に、IFRS財団の基準を受け入れていく場合に、気候変動に係る基準の後、継続的に、サステナビリティに関する基準が出てきた場合、日本としてどうやって受け入れていくのか、エンドースメントのメカニズムを検討していく必要がある。
- サステナビリティ開示の中でも、環境についての開示は基準にまで踏み込んで議論する必要。
- TCFDと、今後IFRS財団に移っていくISSBの規定があるが、簡単に整理すると、TCFDについては開示内容に自由度がある一方、ISSBの方はおそらくミニマムスタンダードになる。我々が議論している間に、徐々にISSBの方に収束していくが、本WGの議論がひっくり返るかもしれないことも考慮し、議論の時間配分や順序立てに留意が必要。
- 長期的視点で、日本企業の持続的な企業価値の向上を後押しするためにも、TCFDあるいは同等の枠組み以上の開示を後押しすることが大事であり、将来の方向性を見据えた上で工夫が必要。
- 業種によりマテリアリティはある程度異なるが、排出量などの基本的な情報は投資家が将来的にますます活用していく情報となっており、全社に対して開示が必要。
- 気候変動対応の開示を検討する際、最も参考になるのは、TCFDが求めているような開示基準。導入方法は今後議論すべきだが、EUや英国のやり方が参考になる。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ④(海外当局の動向)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【海外当局の動向】

- この一、二年の大きな国際的動きを受けた対応が必要。欧州は更にその先を見ており、他方で米国では意見が分かれているようだが、各国が目指すところも踏まえて当面の対応を考え、制度改革を行っていくことが重要。
- 気候変動については、COP26やIFRSの動向等もあり、国際的な制度設計が今動いているタイミング。最初にしっかり議論をしつつ、国際的な動向も含めた情報の発信と共有が随時できれば、日本市場全体として最終的にいい開示の情報共有になるのではないか。
- 企業の気候変動対応の在り方が、企業価値に直結するようになっている昨今において、各国の動向を見てプロアクティブな議論をしていく必要。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑤(その他の留意点)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【その他の留意点】

(法定開示)

- サステナビリティ事項は投資家の投資判断、あるいは議決権行使にとって重要であり、当然、有価証券報告書で開示されるべき。
- サステナビリティは、現状、有価証券報告書では、経営方針や事業等のリスク等に記載されているが、有価証券報告書の中にサステナビリティという1つの枠を設けて、その中にリスクのみならず機会も含めて書くことも考えられる。
- 企業がサステナビリティの基本的な方針や対応を開示することは、グローバルな投資家が投資対象を検討する上で最低限必要となってきた。議論や工夫の余地はあるが、ハードローでも対応を進めることが、結局は日本企業の長期的な競争力強化につながる。
- サステナビリティに関しては、任意開示と法定開示の関係の整理を出発点にして、なぜサステナビリティの部分法定開示の中で取り込むのか、整理が必要。気候変動は重要だと思うが、SやGの部分の中で重要な項目がピックアップされて法定開示の中に入ってくるのだと思う。
- サステナビリティの関連項目は、多くの上場企業において何らかの任意開示を行っているが、法定開示でないため、比較可能性に乏しい。また、法定開示書類は投資家に向けた開示だが、任意開示は広く利害関係者や社会一般に向けられたもの。しかし、まず気候変動対応に関する情報については、投資判断上も重要な情報は間違いのないので、少なくとも投資情報として重要な情報は、比較可能性を確保するために法定開示に載せるべき。

■ サステナビリティ全般、□ 気候変動

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑥(その他の留意点)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【その他の留意点】

(法定開示)

- 開示によって企業価値を向上させ、金融市場から適切に評価されるためには、必要な情報が全体として開示されることが重要。有価証券報告書は重要だとは承知しているが、必要で十分な情報開示が、全体として促進され確保されるという観点から、どの媒体で何をどう開示すると効果的なものとなるかを議論したい。
- 企業の立場からは、サステナビリティの対応の開示は、定性情報、記述情報が中心となるが、定性情報の性格上、横比較が極めて難しい。一方で、比較可能性を重視し過ぎて無理に定量情報を求めると、それぞれの企業のリスクや事業機会、戦略と関連性の薄い情報を開示させることになり、企業側、情報利用者側双方にとって意味のない開示を推奨することになりかねないので、比較可能性と企業のリスクや事業等との関連性のバランスが非常に重要。
- (気候変動に関する情報の開示を)法定開示の枠組みで実現することについて、様々な企業が異なる課題を持つ中で統一的に法制化するのは難しい面があるが、まさにそこが問われている。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑦(議論の進め方)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【議論の進め方】

- 特に運用の場面で、投資家が企業を評価する際に、サステナビリティに関する基本的な開示の有無が大きな鍵を握っているため、将来を見据えて、先見性を持って対応を進める必要。
- サステナビリティの要素は、環境、従業員、地域社会、人権(従業員以外の人権)への配慮など様々ある。どの要素が重要となるかは会社によって異なると思うし、環境だけを取り上げるのではなく、入り口としては幅広く議論してはどうか。
- サステナビリティの議論は事務局の提示した範囲(気候変動対応、人的資本への投資、多様性の確保等)より、もう少し広げた議論になるだろう。
- 開示に関しては2種類の性質があるので留意が必要。一つは、気候変動のようにハードルが高く、しかも国際合意があって企業がトップダウンで取り組んでいくもので、方針、計画、KPIの進捗等を開示していくのがあるべき方向。もう一つは、人的資本のような従業員一人一人に実感させ、浸透させていくもの。企業内で浸透できていないと、会社の視点だけで開示しても伝わらない。従業員の声を拾った、浸透度を開示する必要。
- 気候変動とそれ以外で差がある。国際的合意がほぼ整いつつある気候変動と、いくつか論点がある人的資本では、議論の出発点に開きがある。
- 本WGのタスクではないかもしれないが、情報の質、プラクティスの拡大という点で、サステナビリティ開示は技術的な側面が高いことを踏まえると、開示の推進、質の向上のための国の支援や政策の在り方も議論すべき。
- 気候変動は、COP26、IFRS財団の今後の動きに対して、時間をかけて協議し対応を決めていくためにも、あまり間口を広げない方が良い。

■サステナビリティ全般、□気候変動

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑧(関連する論点)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【関連する論点】

- サステナビリティの開示については、ガバナンスの各機関がどう関わってサステナビリティの課題を特定し、開示や対処に至っているかという点と、サステナビリティの課題をピックアップする過程において、マテリアリティの話は、リスクマネジメント、経営戦略との関連性も非常に強い。サステナビリティの議論の中で、経営方針・戦略の開示をもう一度議論することも考えられる。
- サステナビリティなど将来の不確実な情報を開示することになれば、企業の法的責任に対する一定のセーフハーバーの議論も有用。前回の開示府令改正のパブリックコメントの中で一定の考え方は示されているが、将来における記述情報の開示を進める上では整理が必要。
- 気候変動分野でも、TCFDのSCOPE3のように、サプライチェーンやバリューチェーンの管理に大きな関心を持たれるようになっており、サプライチェーンをどのようにサステナビリティの開示の中で位置づけていくか、あるいは、どういう開示が必要かという論点がある。
- 循環経済、特にプラスチックに関わるものや、自然資本に関する開示のルール化の動きが進行しており、気候変動と連関する論点の取扱いをどう考えていくか。
- 金融機関の開示について、TCFDのSCOPE3の対応は関心を持たれているが、投融資先の企業の情報開示とも連関して、チャレンジングな課題であり、拡張性のある論点としてプロアクティブに検討する必要。
- 株主は、企業活動が環境に与えている負荷を知りたいし、開示されれば、負荷を減らす企業の取組みを応援することもできるが、比較可能性の問題もあり、投資家をミスリードしない信頼できる情報開示の枠組みが必要。

■サステナビリティ全般、□気候変動

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑨(人的資本、人材の多様性)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【人的資本、人材の多様性】

- 人的資本は、日本企業は諸外国とは相当違う実態があるので、それを拾い上げるような情報開示にしていければよく、海外の動きを入れながら作成者側のニーズも酌み取る形が必要。
- 社会の課題についても、投資家においてますます重要性が認識されており、人的資本に関する基本的な開示を充実させていく必要。
- 人的資本への投資、多様性確保は、いわゆるESGのうち、主としてS、一部はGに関わる事項。この分野は、任意の開示書類でも、日本企業の取組や開示が後れている分野。そこで法定開示への導入を検討することで、企業の取組を促すべき。その際、投資判断にとって重要かどうかに加えて、開示により企業の取組を誘導するという政策目標を念頭に置いて考えてよいのではないか。
- 人的資本への投資や、多様性確保について、サプライチェーン全体の情報が開示されるようにすることも重要。
- 人的資本や多様性は、グローバルに開示する場合、何をどう開示するかという点と、日本とグローバルで制度的に違う部分をどう開示すれば良いか分からないという点もあり、議論が必要。
- 人的資本、人材の多様性について、企業がどういう人材で成り立っているのかは、財務諸表から読み取ることができないため、開示を充実してほしい。
- 日本企業が人権やジェンダーの問題について、どういう姿勢なのか開示するという全体の話と、財務諸表を補足する意味で雇用戦略等を開示することが重要。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑩(人的資本、人材の多様性)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【人的資本、人材の多様性】

- 人的資本の開示の前提として、人件費の開示の議論が必要。例えば、有価証券報告書で開示されるのは、親会社の人件費のみ。生産性の分析などの国際比較の研究では、日本の分析だけが報告されない状況を目にする。
- 人的資本への投資について、グリーン化、デジタル化に伴うコロナ禍の産業構造の転換が非常に進んでいる一方、教育訓練の重要性が増している中で、教育訓練費が減少。産業構造の転換に対応したリカレント教育も含めて、人的資本への投資を考えていただきたい。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:サステナビリティ⑪(人権等)

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【人権等】

- 社会の課題についても、投資家においてますます重要性が認識されており、人権方針といった基本的な開示を充実させていく必要。
- 人権等、日本人が得意としていない分野の開示は、より一層難しい課題なので、考えていく機会があると良い。
- 人的資本の延長の議論で、誰かの犠牲の上に企業活動が成り立つということは、世界的に許されない時代であるほか、人道的な観点から当然のことであり、個人投資家の心に響く。諸外国の取組みも参考にしつつ、望ましい開示について議論したい。
- 人権の尊重を、ぜひとも論点の中で議論してほしい。ミャンマー、ウイグル問題等々、国際的にも人権問題がクローズアップされているし、国内においても、海外からの技能実習生の問題などもある。これらの問題に対する企業の取組みの開示は、円滑な企業活動に不可欠であるため、ぜひとも論点としたい。
- ESGのSの項目について、自らの従業員の人権はもとより、サプライチェーンにおける人権への配慮が非常に重要な課題。この対応を怠ると不買運動による収益悪化や、逆にこの対応をしっかりとやることでエシカル消費における競争力につながるケースも欧米では見られる。イギリスをはじめ企業に情報開示を義務づける例も出てきているので、この辺も念頭に置く必要がある。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:コーポレートガバナンス①

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【取締役会、指名委員会・報酬委員会、監査役会等の活動状況】

(取締役会、指名委員会・報酬委員会)

- 取締役会、指名委員会・報酬委員会も活動状況の開示が行われるべき。
- 指名委員会・報酬委員会について、コーポレートガバナンス・コード再改訂で、任意のものも含めてより活用していく方向性が示され、対話ガイドラインではサステナビリティ委員会についても言及があった。これらの委員会は構成や位置づけについて、さらに踏み込んだ開示を検討し、また、外部コンサルを利用した場合、利用した会社や業務内容も含めて、開示の対象を検討することが考えられる。

(監査役会等)

- 監査役等の活動状況の報告作成は、事務方が起案したものが見受けられる。グローバルに他国の開示を見ると、委員会がどう考えどう動いているか、委員長が自らの言葉で説明する説明責任を果たしている面がある。日本には乏しい考えだが、そういった考えを整理してWG報告書に取り込んでいくことも必要。これは、サステナビリティの考え方を推進していくところでも関係してくる。
- 監査役会の活動は主な検討事項の開示が求められているが、会議規程で定めている審議事項のみが開示されることが多いほか、監査報告書のKAMIに対する言及がない、KAMIに対する監査役会の検討結果がないなど、投資家が監査役会の実効性を判断できる開示になっていない。
- 日本は監査役会設置会社が多く、国際的には理解されにくいので、それが解消される方向になればよい。開示を進めるほど定量的なものを出す方向になり、投資家、作成者にとってあまり意味がなく負担だけが残る結果にならないように十分な議論が必要。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:コーポレートガバナンス②

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【取締役会、指名委員会・報酬委員会、監査役会等の活動状況】

(その他)

- 法定開示からすると、コーポレートガバナンス・コードでいう「守りのガバナンス」について、企業が確保すべきベースになる部分の開示を充実させるべき。監査の信頼性の確保だけでなくリスク管理や内部統制の実情について問題点を見たうえで制度開示として求めるところが明確になれば良い。
- ガバナンスについては、コーポレートガバナンスの状況という項目があるが、相当詳細に記載しているコーポレートガバナンス報告書等を参照できるかなど、枠と内容について議論しても良いのではないか。

【政策保有株式】

- 特に政策保有株式の個別銘柄の保有の適否などに関する開示、取締役会などにおける検証の内容という点は、まだ非常に表面的な記載に留まっている場合が多い。
- 議決権行使について、基準や行使の状況の具体的な記載も乏しいことから、より踏み込んだ開示を求めることも必要。

【その他】

- コーポレートガバナンス・コードの再改訂でも具体的に追加された知財・無形資産への投資や経産省の事業再編実務指針でも指摘されている事業ポートフォリオに関する基本方針の見直しを追加論点としたい。
- 役員報酬体系の開示を取り上げてほしい。前回の府令改正で開示が大きく改善しているが、近年業績連動報酬の役員報酬に占める割合が急速に増えるとともに役員報酬の重要性も高まっており、一段の充実を図る必要がある。具体的には、業績連動報酬の開示での業績連動係数の開示やクローバック条項の導入が挙げられる。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:重要な契約

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

- 政策保有株式の保有の説明において株主との間の契約に言及しているのに重要な契約の欄に記載がなかったり、フランチャイズ契約に関して契約内容を詳細に開示している企業とそうでない企業があるなど、契約に関する情報が将来の企業価値、利用者の分析のために重要である場合でも、開示が適切に行われていないケースがある。
- 特に支配権に関する重要な契約は、ガバナンスの枠組みの中で開示について検討する必要。議決権行使の拘束と、株式の譲渡や移転に関する、大きく2つの社員間の契約のタイプがある。社員間の契約が全て開示となるのではなく、会社が関与しているものは開示を進めるべき。それ以外にも様々あるが、まずは支配権にかかわる重要な契約は充実を図るべき。
- 何をもちょう重要とするかが、十分クリアになっていない。重要ではあるが開示しなくて良い、あるいは、開示しないことを許すような実情があるので、重要な契約で開示が求められる理由の整理が必要。事業に係る重要性は、リスク、契約上の拘束、コベナンツまで含めると広がる。
- 資本業務提携契約を締結した時に、適時開示されることが多いが、その開示項目ですら有価証券報告書に記載が無い。重要性、開示すべき事項の考え方の整理や例示をし、開示すべき契約や開示事項が具体的にすることで、開示されないことを防ぐことができるのではないか。
- 大量保有報告書における保有株式に関する重要な契約についても、現状、必ずしも十分開示がなされているとは限らない。様式に例示されているものだけでなく、株の売却制限や株の買い増しを可能とする取り決めがある場合、もしオプション権の側面があるのであれば、重要な契約と考えられる可能性もある。保有分の計算(共同保有者)の論点も含め、考え方の整理をしていく必要。
- 例えばサステナビリティと関連して、企業がパートナーと組む際に、重要な契約が見えないということが非常に問題になるということや、色々な変革が起きて、過去に締結していた重要な契約で開示していなかったところへの影響が出るということもあり得る。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見: 英文開示

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

- 有報の英文化は、日本の資本市場の国際化の観点から必要。
- 海外の英語圏以外の市場で、英文開示化の動きが進んでいる。また、コーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、有価証券報告書について例えばプライム市場については英文化することも、制度面を含め検討してよいのではないか。
- 今ある有価証券報告書を単純に英訳しただけでは、恐らく海外の投資家には理解されない。英語版を作るときに何を变えるのか、どういう視点で自由度を持たせるのかについても検討する余地がある。
- 英文開示はそのまま英訳してもグローバルの投資家には理解しにくい。工夫が必要。
- 何を開示するかも併せて、英文開示は非常に重要。内容が日本語と異なることは問題だが、日本語独特の言い回しや制度をそのまま英訳しても理解できない部分については、考える必要。
- 有価証券報告書の内容をそのまま英訳したのでは海外投資家に必要な情報が伝わらないのではないかという意見もあるが、情報は、英語・日本語その他の言語で全く同じ情報を伝える必要がある。記載に差を付けた結果、異なる内容で受け止められるのは避けたい。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:その他①

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【開示の在り方(法定開示、任意開示等)】

- 有価証券報告書は法定書類で、企業価値創造プロセスを一覧できる点で、グローバルでいう投資家が最も重視するアニュアルレポート。任意の統合報告書はあくまで有報を補強するとの位置づけ。前回の府令改正後、企業の尽力で内容に大きく改善が見られるが、記述情報の一段の充実、改善充実が必要。
- 企業と投資家との対話に基づいて企業価値を向上させるという、日本のガバナンス改革のベースとなるのが情報開示。ところが、有価証券報告書がとりわけ海外投資家等に参考情報として活用されていない。企業と話していても、統合報告等に力を入れて写真やより詳細な情報を書いているようであり、有報は少々置き去りにされているように感じる。
- 前回のWG報告に基づく施策の実施においてガイダンスや好事例集を活用したことは画期的。これによって、従来のひな形的開示から、実質面の開示が進んだ。ただ、好事例集において、統合報告書などの任意書類中の開示例が望ましいとして示されていた場合、どこまでを法定書類に開示すべきか、戸惑った企業もあったと思う。
- 開示書類の整理。制度開示と自主開示のクオリティーの担保とその関連性を、もう少ししっかりと明示したほうがいい。
- 有価証券報告書が非常に一番重要な情報だが、有価証券報告書はファクトを開示するために出来上がっているので、ファクト以外のことを書くことになると、罰則規定等がある中で、どこまで書いたらいいのか分からないという声もあり、その辺の課題を整理する必要。
- 法定開示は、日本企業の競争力の土台であるが、グローバルの投資家は、日本の個別企業を見る担当者が減少し、日本全体をトップダウンで見る投資家が増加しているため、法定開示制度の議論は非常に重要。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:その他②

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【開示の在り方(法定開示、任意開示等)】

- 上場企業の投資家への情報開示には、非常に多様な媒体がある。その中で、法定開示である有価証券報告書でどういう情報を開示するかということが非常に重要。有価証券報告書における開示情報の整理が、重要なテーマだと認識。
- 企業開示は投資家をはじめとしたステークホルダーへの情報提供が前提。グローバルの資本市場で日本のトップ企業が不利にならないのが大事。一方、作成者としては、負担が気になる。双方のバランスを考える必要。

【非財務情報の開示】

- 非財務情報の開示全体について、投資家の視点に立って望ましい開示の在り方、単純に数値で出すだけではなく、どのように実質が見える開示をするのかと、質の担保が非常に重要なので、その担保をどう行うのかについての議論も必要。
- 非財務情報の開示において、取締役会あるいは監査人がどのように関与しているかについての開示も必要。
- 大半の個人投資家は、企業の状況についてIRレポートで確認しているが、経営戦略やガバナンスの説明が充実してきた。その基礎が有価証券報告書なので、前回WGの議論の成果は着実に表れている。特に、経営方針を図解で伝えようとする企業が増えていて歓迎。
- 一方、良い事業をしているが、開示に対する経営トップの意識が低いためか、開示が進んでいない企業もあり格差が拡大している。株主との対話はコストがかかるため、企業体力に応じた株主との対話の議論は、日本企業全体の情報開示の課題の底上げという点で必要と感じる。

第1回会議(2021年9月2日開催)でのご意見:その他③

議論の優先順位

サステナビリティ

コーポレートガバナンス

重要な契約

英文開示

その他

【非財務情報の開示】

- リスク情報は、将来について経営トップが言及する部分であるため、経営トップの姿勢や力量を個人投資家が垣間見ることができる。株主が、保有継続を判断する上で大変重要であるため充実してほしい。コーポレートガバナンス、取締役会等の活動についても、リスク情報は大いに関係してくる。
- 経営戦略やMD&Aで課題が残っている。前回の効果がどの程度あったのか、取り上げてほしい。
- 財務情報は伝統的に会計基準に基づいて、事業活動を数字で開示し、比較可能性を担保し、投資家への情報の質の向上という観点から監査が行われる。一方で、非財務情報は、まず気候変動をはじめサステナビリティにおいて、今後基準が策定されれば、基準に基づき開示され、その先に監査を行う可能性がある。その場合、さらにサステナビリティ以外の非財務情報について、監査をしなくて良いのかという議論もある。これは、法定開示制度の最も基本である有価証券報告書の制度の意味にも関わってくる大変重要な議論。
- 投資判断には非財務情報が非常に重要。2022年3月期から、有価証券報告書の「その他の記載内容」という非財務情報に関する独立監査人による通読検討手続が行われるが、それ自体に保証を付与する手続ではないため、非財務情報の信頼性の確保も併せて議論していただきたい。

第1回会議(2021年9月2日開催)で頂いたご意見のまとめ

項目

詳細

サステナビリティ

- 気候変動対応
- 人的資本への投資
- 企業の多様性の確保
- 人権
- 知的財産への投資
- 気候変動対応以外の環境課題 等

コーポレート ガバナンス

- 取締役会等の活動状況
- 政策保有株式
- 監査に対する信頼性確保
- 役員報酬 等

その他の個別課題

- 経営上の重要な契約
- 英文開示
- 重要情報の公表のタイミング 等

(留意点)

- 「気候変動対応」は、COP26が開催されること等を踏まえると、優先的に議論すべきとの意見が多数。また、国際的な議論の進展が予想されることから、他の事項を議論した後、年明けに再度議論することが考えられる
- 上記のほか、前回ディスクロージャーWGの効果分析を行うべきとの意見、将来的にサステナビリティ開示への保証も視野に議論すべきとの意見があった